平成２６年（フ）第６０号
福島県会津若松市門田町大字徳久字竹之元871番地の６、前住所福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字北原652番地11
債務者　猪俣　竹子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
神奈川県足柄上郡中井町遠藤211番地１　重田コーポ104
債務者　髙山　光子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３０５号
神奈川県伊勢原市高森７丁目885番地　ベルビュー壱番館207号
債務者　峰村　幸子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３４２号
神奈川県平塚市大神1656番地の６
債務者　髙橋　基治
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３５１号
神奈川県伊勢原市板戸481番地の10　板戸ハイツ102号、前住所神奈川県平塚市南豊田524番地の１
債務者　針谷　淳一
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３６３号
神奈川県平塚市中原１丁目２番３号
債務者　市川　太一
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３６４号
神奈川県厚木市山際900番地10　ヒルハウス白井Ⅰ―103、前住所神奈川県厚木市上依知1313番地30
債務者　長谷川　保
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７２号
新潟県上越市昭和町２丁目７番36号　セゾンゆめＥ号
債務者　山川　　昇
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１７３号
長崎県長崎市福田本町1430番地２　雇用促進住宅２棟103
債務者　内野　貴之
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
長崎県長崎市若竹町３番21号　101号、旧住所長崎市横尾１丁目３番18号　第二百合荘101
債務者　石川　深雪
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５２号
仙台市泉区長命ケ丘４丁目14番地の28、従前の住所仙台市若林区若林５丁目３番３号コーポ佐藤203
債務者　三浦　裕之
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４５８号
宮城県名取市名取が丘６丁目７番３―206号雇用促進愛島宿舎住宅
債務者　伊藤　昭彦
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５１号
福島県いわき市好間町下好間字大館127番地長瀬アパート
債務者　武田　　章
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第２６９号
茨城県水戸市元吉田町43番地の２　平野アパートＡ棟102号
債務者　中島　一明
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１７５号
山梨県西八代郡市川三郷町上野48番地
債務者　樋口　茂春
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
山梨県南アルプス市小笠原1096番地１　県営櫛形小笠原団地３―505
債務者　畑川　和基
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　甲府地方裁判所民事部破産係